



福岡医発第 2957 号（地）
令和 7 年 2 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る
一部負担金等免除証明書の取扱いに関する周知について

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、現在、国による財政支援と平成 24 年 10 月以降も一部負担金の免除措置を継続している健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等において実施されているところです。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々（以下「免除対象者」という。）が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについて、免除対象者に御理解いただく必要があることから、今般、厚生労働省より日本医師会を通じて周知協力依頼がまいりました。

周知用ポスターについては、これまで紙媒体で関係医療機関及び薬局に送付されておりましたが、今年度より電子媒体で関係医療機関等に提供されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、別添の事務連絡とともに、必要に応じて厚生労働省のホームページ（国民健康保険の給付について（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21736.html））にアップロードされている別添のポスター（「医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ」）を活用していただけますよう、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルームに掲載を予定されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第1818号（保険）
令和7年1月31日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書
の取扱いに関する周知について

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、現在、国による財政支援と平成24年10月以降も一部負担金の免除措置を継続している健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等において実施されているところであります。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々（以下「免除対象者」という。）が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で、有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについて、免除対象者に御理解いただく必要があることから、厚生労働省より本会に対し、周知協力依頼がまいりました。周知用ポスターにつきましては、これまで紙媒体で関係医療機関及び薬局に送付されておりましたが、今年度より電子媒体で関係医療機関等に提供されることとなっております。

つきましては、別添の事務連絡とともに、必要に応じて厚生労働省のホームページ（国民健康保険の給付について(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21736.html)）にアップロードされている別添のポスター（「医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ」）を活用していただけますよう、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルームに掲載を予定している旨、申し添えます。

<添付資料>

1. 東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書の取扱いに関する周知について（依頼）

（令 7. 1. 30 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課）

2. 東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターについて

（令 7. 1. 30 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課）

3. 医療機関等で受診される東日本大震災の被害者のみなさまへー医療機関等における窓口負担の免除についてー【周知用ポスター】

（令和 7 年 1 月 厚生労働省）

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 30 日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書
の取扱いに関する周知について（依頼）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々（以下「免除対象者」という。）が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で、有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについて、免除対象者に御理解いただく必要があることから、保険医療機関等への周知徹底を図り、被災被保険者等に対しての周知をお願いしたいと考えていますので、貴団体においては、別添の事務連絡とともに、必要に応じて厚生労働省のホームページ（[国民健康保険の給付について \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)）にアップロードしている別添のポスター（「医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ」）を活用していただくよう、保険医療機関等に対して周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

別 添

事務連絡
令和 7 年 1 月 30 日

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る
一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターについて

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々（以下「免除対象者」という。）が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で、有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについては、免除対象者に御理解いただく必要があることから、当該取扱いを周知するためのポスター（「医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ」）を厚生労働省のホームページ（[国民健康保険の給付について \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)）にアップロードいたしましたので、必要に応じて窓口に掲示する等、被災者に対しての周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省
令和7年1月

医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等